

国立大学法人鹿児島大学契約職員就業規則の一部改正新旧対照表（抜粋）（案）

新	旧
<p>目次 第 1 章 ~ 第 14 章 (略) (削除) 第 15 章 社会保険(第 53 条)</p> <p>(目的) 第 1 条 この規則は、国立大学法人鹿児島大学職員就業規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 4 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)に勤務する<u>契約職員</u>の就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>(定義) 第 3 条 <u>この規則において、契約職員とは、学術研究の推進を図るため、学内共同教育研究施設等、学部等附属教育研究施設等において共同研究等に参画させる研究者を招へいし、常勤の研究員として雇用する外国人研究員をいう。</u></p> <p>(略)</p> <p>(雇用期間) 第 7 条 <u>契約職員の雇用期間は、3 月以上で 1 年を超えない範囲内とする。</u></p>	<p>目次 第 1 章 ~ 第 14 章 (略) 第 15 章 <u>退職手当(第 53 条)</u> 第 16 章 社会保険(第 54 条)</p> <p>(目的) 第 1 条 この規則は、国立大学法人鹿児島大学職員就業規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 4 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)に勤務する<u>外国人教師及び外国人研究員(以下「契約職員」という。)</u>の就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>(定義) 第 3 条 <u>この規則において、外国人教師及び外国人研究員とは、次に定める者をいう。</u></p> <p>(1) <u>外国人教師とは、学部において外国語科目又は専門教育科目を担当させるため、高度の専門的学識又は技能を有する常勤の教師として雇用する外国人をいう。</u></p> <p>(2) <u>外国人研究員とは、学術研究の推進を図るため、学内共同教育研究施設及び学部附属施設等において共同研究等に参画する研究者を招へいし、常勤の研究員として雇用する外国人をいう。</u></p> <p>(略)</p> <p>(雇用期間) 第 7 条 <u>契約職員の雇用契約期間は、次の各号の定めるところにより各人別に決定する。</u></p> <p>(1) <u>第 3 条第 1 号の契約職員の雇用期間は、一事業年度内とする。</u></p> <p>(2) <u>第 3 条第 2 号の契約職員の雇用期間は、3 月以上で 1 年を超えない範囲内とする。</u></p>

国立大学法人鹿児島大学契約職員就業規則の一部改正新旧対照表（抜粋）（案）

新	旧
<p>2 前項の雇用期間の更新は、大学の経営上又は業務上、当該契約職員の勤務成績、健康状況等を考慮して行うものとする。 （略）</p> <p>（解雇）</p> <p>第 13 条 契約職員が次の各号の一に該当する場合には、これを解雇することができる。</p> <p>(1) 勤務成績が著しく不良の場合</p> <p>(2) その他職務に必要な適格性を著しく欠く場合</p> <p>(3) 経営上又は業務上やむを得ない事由による場合</p> <p>（略）</p> <p>（給与）</p> <p>第 18 条 契約職員に対して、次に掲げる給与を支給する。</p> <p>(1) 給与 別表第 1 のとおりとし、雇用期間の区分に応じた俸給月額とする。なお、雇用期間については、一事業年度を超える場合は、通算した期間とする。</p> <p>(2) 通勤手当を支給する。</p> <p>2 契約職員の号俸は、履歴書(別記様式第 1 号)及び契約職員経歴調査(別記様式第 2 号)を作成の上、別表第 2 及び別表第 3 により決定する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>（略）</p>	<p>2 前項各号の雇用期間の更新は、大学の経営上又は業務上、当該契約職員の勤務成績、健康状況等を考慮して行うものとする。 （略）</p> <p>（解雇）</p> <p>第 13 条 契約職員が次の各号の一に該当する場合には、これを解雇することができる。</p> <p>(1) 勤務成績が著しく不良の場合</p> <p>(2) 病気等により、120 日を超えて勤務しないとき(外国人研究員を除く。)</p> <p>(3) その他職務に必要な適格性を著しく欠く場合</p> <p>(4) 経営上又は業務上やむを得ない事由による場合</p> <p>（略）</p> <p>（給与）</p> <p>第 18 条 契約職員に対して、職種別に次に掲げる給与を支給する。</p> <p>(1) 外国人教師</p> <p>ア 給与 別表第 1 のとおりとする。</p> <p>イ 期末手当、勤勉手当及び通勤手当を支給する。なお、期末手当及び勤勉手当にかかる加算割合は、100 分の 15 とする。</p> <p>(2) 外国人研究員</p> <p>ア 給与 別表第 2 のとおりとし、雇用期間の区分に応じた俸給月額とする。なお、雇用期間については、一事業年度を超える場合は、通算した期間とする。</p> <p>イ 通勤手当を支給する。</p> <p>2 契約職員の号俸は、履歴書(別記様式第 1 号)及び契約職員経歴調査(別記様式第 2 号)を作成の上、別表第 3 及び別表第 4 により決定する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>（略）</p>

国立大学法人鹿児島大学契約職員就業規則の一部改正新旧対照表（抜粋）（案）

新	旧
<p>(特別休暇) 第 34 条 特別休暇は、契約職員が結婚、出産、親族の死亡その他の特別の事由により勤務しないことが相当と認められる場合に取得することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>2 特別休暇の種類、手続き、その他必要な事項については、勤務時間、休日、休暇等規則の規定を準用する。</p> <p>(略)</p> <p>(赴任旅費・帰国旅費) 第 49 条 契約職員に赴任及び帰国のための旅費を支給することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(社会保険) 第 53 条</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規則は、平成 17 年 4 月 日から施行する。</p>	<p>(特別休暇) 第 34 条 特別休暇は、契約職員が結婚、出産、親族の死亡その他の特別の事由により勤務しないことが相当と認められる場合に取得することができる。</p> <p>2 <u>本学の雇用期間が 3 年を超え、引き続き雇用期間が更新される予定である外国人教師については、3 年に 1 回、1 月以内の一時帰国のための一時帰国休暇(有給)を取得することができる。</u></p> <p>3 特別休暇の種類(前項を除く。)、手続き、その他必要な事項については、勤務時間、休日、休暇等規則の規定を準用する。</p> <p>(略)</p> <p>(赴任旅費・帰国旅費) 第 49 条 契約職員に赴任、<u>一時帰国</u>及び帰国のための旅費を支給することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(退職手当) 第 53 条 <u>契約職員の退職手当について、その適用範囲、決定、計算及び支払い方法その他必要な事項は、別に定める国立大学法人鹿児島大学契約職員退職手当規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。</u></p> <p>(社会保険) 第 54 条</p> <p>(略)</p>

国立大学法人鹿児島大学契約職員就業規則の一部改正新旧対照表（抜粋）（案）

新	旧																
<p>(削除)</p>	<p>別表第 1(第 18 条関係)外国人教師俸給表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号俸</th> <th style="text-align: center;">俸給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 346,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">393,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">441,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">486,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">530,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">574,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">609,000</td> </tr> </tbody> </table>	号俸	俸給月額	1	円 346,000	2	393,000	3	441,000	4	486,000	5	530,000	6	574,000	7	609,000
号俸	俸給月額																
1	円 346,000																
2	393,000																
3	441,000																
4	486,000																
5	530,000																
6	574,000																
7	609,000																
<p>別表第 1 (第 18 条関係)契約職員俸給表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別表第 2(第 18 条関係)外国人研究員俸給表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>																
<p>別表第 2(第 18 条関係)契約職員<small>の</small>号俸決定基準表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別表第 3(第 18 条関係)契約職員<small>の</small>号俸決定基準表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>																
<p>別表第 3(第 18 条関係)契約職員経験年数換算表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別表第 4(第 18 条関係)契約職員経験年数換算表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>																

